



随 時

岡山市広報連絡資料

令和8年8月6日

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の 積替え保管を行う事業者に対する改善命令（行政処分）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、改善を命じました。

1 内 容

(1)被処分者

本店所在地 岡山市中区神下463番地2
商号 株式会社^{うのけんせつこうぎょう}UNO建設工業
代表取締役 藤井^{ふじい} 涼^{りょう}

(2)本件場所 岡山市東区竹原字犬山2684番及び同字矢坂2172番1

(3)処分年月日 令和8年8月6日

(4)処分理由

以下の保管行為が、法第12条第1項の規定による産業廃棄物処理基準に適合していないことから、改善命令(行政処分)を行うもの。

ア 被処分者は、令和8年6月19日時点において、本件場所以外の解体工事現場で同社が排出した木くずやがれき類などの産業廃棄物を、本件場所で518.1立方メートル保管しており、これが本件場所における積替えのための保管上限45立方メートルを超過している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。)第6条第1項第1号ホは、積替えのための保管上限について、「当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること」と規定している。

イ 産業廃棄物保管場所周囲に囲いが必要なところ、一部囲いが無い箇所がある。

ウ 本件場所に積替え保管場所である旨の掲示をしていない。

(5)処分の根拠 法第19条の3第2号

(6)命令の履行期限

アについて 令和9年2月2日(命令の日の翌日から起算して180日)

イについて 令和9年2月2日(命令の日の翌日から起算して180日)

ウについて 令和8年11月4日(命令の日の翌日から起算して90日)

【問い合わせ先】

岡山市 産業廃棄物対策課 渡邊・矢田 直通086-803-1304 内線3931・3933